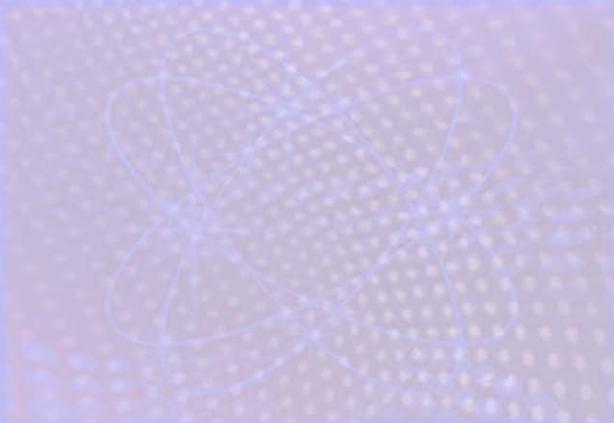


贸易实务

陈曦 主编



宁夏人民出版社

图书在版编目(CIP)数据

贸易实务:日汉对照 / 主编陈曦. —银川:宁夏人民出版社,
2007.12

ISBN 978-7-227-03719-4

I. 贸… II. 陈… III. 中日关系—对外贸易—贸易实务—
日、汉 IV. F752.731.3

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2008)第 016964 号

贸易实务

主编 陈曦

责任编辑 陈宁霞 杨立国

封面设计 项玉杰

责任印制 吴宁虎

宁夏人民出版社 出版发行

出版人 高伟

地址 银川市北京东路 139 号出版大厦 (750001)

网址 www.nxcbn.com

电子信箱 nxcbmail@126.com

邮购电话 0951-5044614

经销 全国新华书店

印刷装订 宁夏精捷彩色印务有限公司

开本 880mm × 1230mm 1/32

印张 9

字数 200 千

印数 600 册

版次 2007 年 12 月第 1 版

印次 2007 年 12 月第 1 次印刷

书号 ISBN 978-7-227-03719-4/F·278

定价 26.00 元

版权所有 翻印必究

前 言

中日两国建交以来,在政治、经济、文化等各个领域的交流也更加频繁。由于两国在经济结构上存在互补性,近年来中日经贸交流与合作得以迅速发展。如今,日本已成为我国非常重要的贸易伙伴和投资来源国。进入 21 世纪以来,中国社会已全面走进市场经济时代,加入 WTO 以后,中国与国际接轨,商贸交流活动日益增加,中日间的商贸活动也越来越多,越来越广。

为满足广大对日贸易人员学习日语商贸知识的需要,也为了适应高等院校商务日语教学的需要,我们编写了这本《贸易实务》。内容主要以对日贸易实务为主,力求贴近实际,突出实用性,可作为大专院校日语专业学生的教材,也可供对日经贸工作者使用。

本书共分 6 章,内容涉及对外贸易的各个环节,如贸易基础知识、贸易的结构、进出口贸易实务、信用证实务等内容。根据贸易实务学习的需要,每章设有详细的课文,涉及法律、外汇期货、贸易结算、报价、合同、信用证、保险、运输、报关等内容。第 6 章是有关信用证的练习题,因为信用证是对外贸易的核心问题。最后附有参考译文和附录,其目的是最大限度地让不同程度日语基础的读者受益。

本书由浅入深,附加了各种实物单据,全方位、多信息地提供贸易实务学习的材料。本书在编写过程中曾得到日本友人宫崎贤次郎等人的指导和帮助,在此谨表谢意。

本书参阅了许多国内外的书籍,受益匪浅,由于编者水平有限,书中难免有不妥之处,恳请广大读者批评指教。

目次

第1章 貿易を行なう前の予備知識

第1課 貿易に関わる法律 / 003

- 一、貿易にはいろいろな法律が絡んでいる / 003
- 二、税関をパスしてはじめて貿易取引ができる / 003

第2課 輸出に関係のある法律 / 005

- 一、輸出の基本的な法律は「外為法」だが…… / 005
- 二、輸出の許可・承認が必要か / 006
- 三、「輸出入取引法」に関わる貨物は? / 008
- 四、「輸出品デザイン法」に関わる貨物は? / 008
- 五、「輸出検査法」に関わる貨物は? / 008
- 六、「国内の法律」には? / 009

第3課 輸入に関係のある法律 / 010

- 一、輸入は基本的には輸出と同じ / 010
- 二、どんなケースに承認が必要か? / 011
- 三、「輸出入取引法」に関わる貨物は? / 012
- 四、商務部(通産省)の資料が虎の巻! / 013

第4課 外国為替と先物予約について / 014

- 一、貿易と為替の関係は? / 014
- 二、為替の変動による差益と差損 / 015
- 三、外国為替 / 017

四、為替の種類によっていろいろな相場が建てられる / 017

五、先物予約の方法 / 022

六、外国為替市場 / 025

第2章 貿易取引の仕組み

第1課 荷為替の仕組みから貿易取引の流れを見る / 029

一、貿易と国内取引の一番の違いは? / 029

二、荷為替手形決済の仕組み / 030

第2課 貿易代金の決済方法 / 038

一、主な代金決済方法 / 038

二、送金・小切手 / 045

第3章 輸入取引の実務

第1課 輸入の取引先を見つける / 049

一、海外の商工会議所(貿易促進機関)に紹介
してもらう / 049

二、輸入先を探す主な方法 / 052

第2課 輸入の法律と規則を調べ必要な手続きをする / 052

「輸入商品照会制度」も積極的に利用 / 052

第 3 課 取引きを申し込む / 053

カタログ・リクエストはこう書く / 053

第 4 課 サンプルを輸入する / 055

サンプル代金の見積りも忘れずに / 055

第 5 課 見積要求〈プロフォーマ・リクエスト〉の手紙
を書く / 059

輸入条件を再度確認する / 059

第 6 課 輸入契約注文書を交換する / 062

一、契約書は表面と裏面からできている / 062

二、裏面の解説 / 066

三、万一、紛争が生じたらどんな解決方法があるのか / 067

四、クレームの種類と処理 / 068

五、紛争が生じたときの解決方法? / 070

第 7 課 輸入信用状を開設する / 070

一、信用状決済は輸出者にも輸入者にもメリ
ットがある / 070

二、信用状を開設するの書類 / 071

三、解説 / 077

四、OPEN CREDITとRESTRICTED L/C / 086

五、一覧払い手形とユーザンス手形の違いは? / 086

- 六、無故障の船荷証券 (CLEAN B/L)と故障付の
船荷証券 (FOUL B/L) / 087
- 七、どんな信用状が開設されるのか / 088
- 八、解説 / 090

第 8 課 輸入保険を手配する / 092

- 一、L/Cを開設したらすぐに「予定保険」を申し込む / 092
- 二、輸入保険を手配する / 093

第 9 課 輸入代金を決済する / 095

- 一、場合によっては約束手形を銀行に差し入れる / 095
- 二、書類が未着の場合は? / 096
- 三、船積書類を入手する / 097
- 四、書類未着の場合は? / 101

第 10 課 輸入通関の手続きをする / 102

- 一、通関を依頼するときにはどんな書類が必要か / 102
- 二、輸入許可通知書のサンプル / 103

第 11 課 輸入貨物を引取る / 103

- 一、通関業者との精算は速やかに行なう / 103
- 二、輸入原価の計算方法 / 104
- 三、AWBとリリース? オーダ / 104

第4章 輸出取引の実務

第1課 輸出先を見つける / 109

輸出の時も商工会議所などのような組織を利用する / 109

第2課 サンプル・資料を送付する / 111

誠実に、そして速やかに対応する / 111

第3課 見積書を作成する / 113

価格と条件を正確に伝える / 113

第4課 輸出契約書を交換する / 115

一、契約書は自分で作成する / 115

二、解説 / 118

第5課 輸出信用状を入手する / 120

一、信用状のどこをチェックするか / 120

二、解説 / 122

第6課 輸出貨物の手配と出荷の準備をする / 125

一、船積書類の作り方 / 125

二、インボイスを作成するときの注意ポイント / 126

三、パッキング・リストを作成するときの注意ポイント / 127

第7課 貨物を出荷し、運送書類を入手する / 130

一、船積依頼書(SHIPPING INSTRUCTION)は必ず作る / 130

二、解説 / 132

- 三、輸出報告書のサンプル / 133
- 四、B/L (BILL OF LADING)の記載内容 / 134
- 五、船積船荷証券と受取船荷証券 / 137
- 六、解説 / 137
- 七、AWB (AIR WAYBILL)の記載内容 / 139
- 八、解説 / 139
- 第 8 課 輸出代金の回収手続をする / 142
 - 一、手形を振り出す / 142
 - 二、D/P 手形やD/A 手形の時は? / 145
 - 三、「荷為替手形買取依頼書」の書き方 / 146
 - 四、解説 / 147
 - 五、故障(REMARK)付き運送書類の訂正方法 / 148
 - 六、買取書類と信用状条件に食違いがある時? / 151
 - 七、保証状(L/G)を使う3つのケース / 153
 - 八、保証状を使う3つのケースの整理 / 153

第 5 章 信用状の実務

- 第 1 課 信用状(L/C)の仕組み / 157
 - 一、11のステップで代金は決済される / 157
 - 二、L/Cは輸出者の“安心料”のようなもの / 160

三、開設銀行、通知銀行、買取銀行 / 161

第2課 信用状条件の変更手続 / 162

一、原則としては取り消し不可能だが…… / 162

二、解説 / 164

第3課 荷為替手形の代金回収 / 164

一、買取手形と取立手形 / 164

二、取立手形と買取手形 / 165

三、銀行が手形の買取りを拒否すること / 165

第6章 信用状に関する練習問題

練習問題1 信用状開設依頼書の作成 / 171

練習問題2 荷為替手形の買取依頼書と
為替手形の作成 / 171

練習問題1の解答 / 175

練習問題2の解答 / 177

参考译文 / 179

付録 書式一覧 / 263

和文索引 / 265

参考文献 / 271

第1章



貿易を行なう前の予備知識

貿易を始める前に、

①法律 ②為替の仕組みを押さえましょう。

輸入にしても輸出にしても、さまざまな法律が関係しています。

事前の承認が必要だったり手続きをふまないと

輸入も輸出もできないことがあります。

また、為替は貿易取引に必要不可欠な知識です。

何も難しい話ではありません。

まず、貿易をするうえで知っておきたい

基礎知識をかためましょう。

第1課 貿易に関わる法律

一、貿易にはいろいろな法律が絡んでいる

わが国では、輸出も輸入も原則として誰でも自由に行なうことができるようになっていました。誰が、何を、どこへ輸出しようと、原則として自由です。

ただし、自由とはいっても後で述べる「外為法」や「輸出入取引法」などにより、一定の制限を受けます。つまり、貿易取引にも「ある程度の法的な制限がある」ということです。

これらの法律に従わなければ取引できないこともありますし、違反すれば懲罰の対象になることもあります。

貿易活動を始める前に、法律の一通りの知識を頭に入れておきましょう。

二、税関をパスしてはじめて貿易取引ができる

輸出にしても輸入にしても、貿易取引とは「貨物とお金が国境を越えて移動すること」ですから、貨物は税関を通らなければなりません。税関が審査して許可した貨物だけしか、輸出も輸入もできない仕組みになっているわけです。

税関は法律の規則に従って審査し、許可を出しますので、許可を得られるように事前に関係する法律を調べて準備しておかなければ輸出も輸入もできないことになります。ちなみに税関の

許可を得ていない貿易は密貿易であり、重大な犯罪になります。

では、貿易取引にはどのような法律がかかわっているのでしょうか。

貿易取引を規制する法律には、まず、外国為替と貿易取引の全体を直接的に管理するための法律として「外国為替及び外国貿易管理法」があります。

さらに為替と貿易を管理するための独立した法律として、「外国為替銀行法」「輸出入取引法」「貿易保険法」「税関法」「輸出検査法」「輸出品デザイン法」などがあります。

そして、これらの法律は、その規定を実施するためのそれぞれ

貿易に関わる法律はいろいろある

法律	政令(政府命令)	省令(各部委管理規則)
外国為替及び 外国貿易管理法	外国為替管理令	外国為替に関する省令 特殊決済方法に関する省令 その他・省令
	輸入貿易管理令	輸入貿易管理規則
	輸出貿易管理令	輸出貿易管理規則 輸出申告書および輸出報告書の様式を定める省令
	その他	その他
外国為替銀行法	外国為替銀行法施行法	外国為替銀行法施行規則
輸出入取引法	輸出入取引法施行令	輸出入取引法施行規則 輸出の承認に関する省令 輸入の承認に関する省令
輸出検査法	輸出検査法施行令	輸出検査法施行規則
輸出検査法	輸出検査品目令	輸出検査の区分を決める省令
	輸出検査法施行令	輸出検査の区分を決める省令
輸出検査法	輸出検査品目令	輸出検査法施行規則
その他・法律	その他・政令	その他・省令

の「政令」(政府命令)と、そのまた政令を実施するための「省令」(各部委管理規則)などによって具体的な規制の内容を規定しています。

前のページを見ていただければ分かりやすいと思いますが、たとえば「外国為替および外国貿易管理法」には、その規定を実施するための政令として「外国為替管理令」「輸出貿易管理令」「輸入貿易管理令」などがあり、「輸出貿易管理令」を実施するためには「輸出貿易管理規則」がある——というふうになっているわけです。

第2課 輸出に関係のある法律

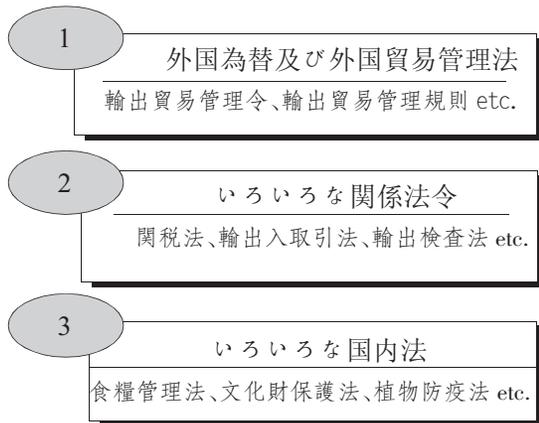
一、輸出の基本的な法律は「外為法」だが……

輸出を管理する基本的な法律は「外国為替及び外国貿易管理法」です。具体的な輸出の手続きは、この管理法に基づく「輸出貿易管理令」「輸出貿易管理規則」などによって管理される部分と、「関税法」「輸出入取引法」「輸出検査法」などの関係法令によって管理される部分、そして「食糧管理法」「文化財保護法」「植物防疫法」などのような“国内法”によっても管理される部分があります。

つまり、輸出に関係のある法律は、下の図のようになっています。

つまり輸出に際して税関は、

1. 「輸出貿易管理令」の規定に基づいて該当する貨物の輸出に



許可や承認が必要か

2. 「輸出入取引法」に基づく輸出の承認を要するか
3. 「輸出品デザイン法」に基づくデザインの認定が必要か
4. 「輸出検査法」に基づく輸出検査を受けているか
5. その他の関係法令に基づいて輸出者が必要な手続きを履行しているか
6. 輸出貨物と書類の内容が一致しているか
……などを審査して、適法な輸出に対してのみ許可を出すことになっているわけです。

では、それぞれの輸出に際して、具体的にどのような法的な手続きが必要なのか、簡単に説明していきましょう。

二、輸出の許可・承認が必要か

まず第一に、「外国為替及び外国貿易管理法」と「輸出貿易管理令」に基づいて、許可あるいは承認を受けなければ輸出ができない場合があります。

以下のようなケースでは、「輸出許可・承認申請書」を通産省(商務部)に提出し、許可または承認を受けなければなりません。

1. 輸出の許可を受けなければならないケース。一般の人々にあまり関係がないと思いますので、詳しい説明は省略しますが、「戦略物資」「ミサイル関連機材」「化学兵器原材料」「国連決議による規制物資」などを輸出する場合です。

2. 輸出の承認を受けなければならないケース。

① 特定貨物の輸出。米や木材のような国内供給の確保を目的とする。「国内供給確保物資」、繊維や機械など輸出先で過当競争による貿易摩擦を起こしかねない「輸出秩序維持物資」、ワシントン条約で決められている動植物のような「国際協定等による規制物資」、そして麻薬や国宝のような「輸出禁制品」などを言います。

② 委託加工貿易契約に基づく輸出。外国に加工を委託して作った製品を委託者が輸入することを約束して、その材料を輸出することです。

たとえば、出来上がった洋服を輸入する約束でその材料となる布地を輸出するのは「加工原材料」の輸出に該当し、輸出と輸入が一体となった特殊な貿易形態と考えられますので輸出の承認が必要とされています。

③ 特殊決済方法に基づく輸出。たとえば、相殺による輸出代金の決済とか、輸出申告の日より2年以上も前に代金を受け取り、船積みの日から2年以上も後で代金を受け取ったりする決済です。これらは特殊決済にあたりますので承認が必要です。